

## 町営住宅入居者を募集

町営住宅の入居者を募集しています。入居を希望される人は、申込期限内にお申し込みください。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅名     | 定住促進住宅 エコロマンの丘                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 所在地     | 鏡野町富西谷169-12                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 募集戸数    | 1戸                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 間取り     | 3LDK                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 構造      | 木造2階建て                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 家賃(月額)  | 50,000円                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 共益費(月額) | 無し                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 敷金      | 家賃の3か月分                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 入居条件    | <p>○鏡野町に居住又は永住を前提として家族で転入及び転入が確約できる人</p> <p>○鏡野町を愛し、町民の一人として地域に融和できる人</p> <p>○世帯主の年齢が40歳未満で、現在小学生以下の子供がいるか将来見込まれる人</p> <p>○年間所得が100万円以上ある人</p> <p>○現に住宅に困窮していることが明らかな人</p> <p>○地方税の滞納がない人</p> <p>○申請者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)第2条第6号に規定する暴力団員をいう)である場合には、入居することができません</p> |
| その他     | 定められた条件で20年間生活し、更に永住の意思のある方は、入居中の家屋及び土地をそのまま無償譲渡いたします。                                                                                                                                                                                                                              |

申込期限 平成22年9月24日(金)

入居予定日 平成22年10月下旬の見込み

申込み・お問い合わせ先 鏡野町役場建設課  
(0868)54-2686

## 奥津公共墓地及び箱公共墓地の購入者募集

### 奥津公共墓地

鏡野町奥津486-1番地  
(道の駅奥津温泉の国道を挟んで向かい側)

### 箱公共墓地

鏡野町箱151番地(上野寺の下)

### 墓地の面積

各20平方メートル

### 価格

1区画 105万円(消費税込み)

### 問い合わせ先

鏡野町役場奥津振興センター内  
地域振興課  
(0868)521-2211

9月27日(月) 発売!

オータムジャンボくじ

1等 前後費合わせて 2億5,000万円  
2等 1,000万円 3等 50万円

発売期間 9月27日(月) ~ 10月19日(火)  
抽籤日 10月26日(火)

このくじの取当金は市町村の困窮くじであり、くじ売り場対象高齢者対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

(財) 岡山県市町村振興協会

## 野焼き(野外焼却)は

## 法律で禁止されています

野外での廃棄物焼却行為(野焼き)はダイオキシン類などを発生させ悪臭やばいじん等の原因になり、周辺住民の健康や生活環境を著しく損ないます。

そのため、野外での廃棄物焼却行為、また、一定の構造基準を満たしていない廃棄物焼却炉の使用は法律や条例等(一部の例外を除き)により禁止されており、違反者に対して罰則規定が定められています。

## 廃棄物焼却行為(野焼き)の禁止例外

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
  - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの
- 「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度(少量)の焼却のことです。また、野焼き禁止の例外規定とされた行為であつても、煙等により周辺住民の生活環境へ著しく影響を与えるなど、苦情が寄せられた場合は改善命令等の行政指導の対象となります。

## 罰則規定

違反者には次の罰則が定められています。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改善命令に従わず、常習的に「野焼き」を行った場合、津山警察署へ告発し、しかるべき措置を図ります。

問い合わせ先 町民環境課 河中 (0868)54-2984